

# 宿泊約款

# おくとり温泉やまのやど

(本約款の適応)

## 第1条

- 1)、当館の締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものと  
し、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとします。
- 2)、当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約  
に応ずることができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第2条 当館は、次の場合は、宿泊の引き受けをお断りいたします。

- 1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2) 満室(満員)により客室の余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の  
風俗反する行為をする恐れがある場合。
- 4) 宿泊しようとする人が伝染病者である場合。
- 5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- 6) 天災、施設の故障その他、やむ終えない理由により宿泊できないとき。
- 7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

(氏名などの明告)

第3条 当館は、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下、「宿泊予約の申し込み」という)を  
お引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明  
告を求めることがあります。

- 1) 宿泊者の氏名、年令、性別、国籍及び職業
- 2) その他、当館が必要と定めた事項

(予約金)

第4条 当館は、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合は、期限を定めて、宿泊期限(宿泊  
期間が3日をこえる場合は基本宿泊料金の3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支  
払いを求めることがあります。

- 2) 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し残額があれ  
ば返金します。

(予約の解除)

第5条 当館は、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところによる違約金を申し受けます。

- 1) 不泊又は、宿泊当日に解除した場合、  
総宿泊料金の100%
- 2) 前日に解除した場合、  
総宿泊料金の80%
- 3) 3日前に解除した場合、  
総宿泊料金の50%
- 4) 4日前～1週間前に解除した場合、  
総宿泊料金の30%

2 当館は、宿泊者が連絡をしないでその宿泊日当日の午後8時(あらかじめ、予定時間の明示をされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- 1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき
  - 2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
  - 3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
- 2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除した時は、その予約について既に収受した予約金があれば返金いたします。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊当日当館のフロントにおいて次の事項を当館に登録してください。

- 1) 第3条第1号の事項
- 2) 外国人にあっては、旅券番号、日本入国地および入国年月日
- 3) 出発日および時刻
- 4) その他当館が必要と定めた事項

(部屋の利用について)

第8条 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

1) 当館は、前項の規定にかかわらず、宿泊者がチェックアウト後も使用される場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。

そのお部屋の当日のご予約がない場合のみ利用でき、10時以降1時間につき、3000円、ただし午後3時までとします。

2) 温泉棟は22時半～6時半お入りになれません。(時期、プランにより変更あり)  
(貴重品について)

第9条 貴重品はお部屋の金庫をご利用ください。また、かぎの管理はお客様自身でなさってください。金庫に入りきれないものはフロントでお預かりいたします。

(料金の支払いについて)

第10条 料金の支払いは、通貨または当館が認めた宿泊券により、宿泊者の出発の際または当館が請求したとき、フロントでご精算ください。なお、クレジットカードはお取り扱いいたしておりません。

宿泊者が任意で宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の順守)

第11条 客室を利用できるお客様は、予約時において、予約されたご人数のみです。

それを超えるお客様にはおひとり様3000円の違約金を申し受けます。

ただし寝具、アメニティ、食事などの提供はございません。

3) 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。

2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊者の責任)

第13条 宿泊者が当館の施設及び什器備品などを破損または紛失された時は弁償していただきます。バスタオル・浴衣・羽織などは当館の備品です。

(宿泊の責任)

第14条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいて、宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するため午前10時のチェックアウトまでに客室を空けたときに終わります。